

広島県告示第五百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和八年五月十一日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等（歳出）の内容	委託をした日（委託期間）
広島市	広島市中区国泰寺一丁目六番三四号	令和八年四月一日	広島県健康福祉局が所掌する手数料	令和八年四月一日（令和八年四月一～令和九年三月三十一日）